

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 伊藤 裕介

下記のとおり一般競争入札を実施する。「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上、参加すること。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 使用済車両ほか2件
- (2) 規 格 : 材料別重量区分表及び調達要領指定書のとおり
- (3) 引き渡し（搬出）場所 : 陸上自衛隊松山駐屯地
- (4) 履行期限

ア 引き渡し（搬出）期限

令和9年1月22日（金）

なお、代金納付の日から5日以内とする。

また、契約締結後、書類審査として2週間程度を要するため、引取（搬出）日の決定は官側からの通知後となることを了承すること。

イ 解体等期限

引き渡し後3か月以内

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、四国地域の「物品の買受け」C等級以上を有する者。なお自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。また契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 使用済車両の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）（以下「自動車リサイクル法」という。）第42条第1項に規定する引取業者の資格、同法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第60条第1項に規定する解体業者の資格及び同法第67条第1項に規定する破砕業者の資格の4資格を有し、かつ自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体（以下「受託共同事業体」という。）に所属する自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者（以下「全部再資源化事業者」という。）であつて、入札開始前までに自らが受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、契約担当官の承認を受けた業者に限定する。また、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日から最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた業者に限定する。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (7) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (11) 受託共同事業体を構成する事業者の中に、過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者（以下「未提出者」という。）がいないかを確認した上で承認する。
- (12) 受託共同事業体を構成する事業者に未提出者がいる場合は入札参加を承認しない。ただし、入札参加者が期限までに受託共同事業体を構成する事業者の一覧を再提出し、その中に未提出者がいないことを確認した場合は、入札参加を承認する。
- (13) 当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合は、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札および契約心得（駐屯地用）別紙様式第16-1「再委託承認申請（届出）書」（以下「再委託承認申請書」という。）を提出し、契約担当官の承認を受けるものとする。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項等は、第358会計隊で令和8年10月20日（火）から入札日前日16：30まで配布する。
（土曜・日曜・祝日を除く08：30～16：30）
- (2) 入札参加希望者は、第8項に示す事前提出書類を提出すること。

4 入札（現場）説明会

- (1) 一堂に会しての入札（現場）説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日程調整により個別実施するので、松山駐屯地業務隊管理科輸送班に連絡すること。
- (2) 現場確認可能日：令和8年10月21日（水）～令和8年11月17日（火）の間
- (3) 入札（現場）説明会に参加しない者は、現場現物の未確認による紛争防止のため、当該事項に起因する苦情の申立てを行わないことを同意の上、競争入札に参加すること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所：陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊 入札室
- (2) 入札日時：令和8年11月18日（水）10時00分～

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 契約違反を認めた場合の損害賠償請求等

- (1) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するものとする。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するものとする。
- (3) 契約違反が認められた場合は、指名停止措置の上申をとり、厳正に対処する。

8 事前提出書類

- (1) **提出期限**
令和8年11月13日（金）16時00分
- (2) **提出書類**
 - ア 資格審査決定通知書（写）
 - イ 引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業の4つの業種資格すべて証明できる書類（写）
 - ウ 引取業の資格を有し、他の3業種を他業者に再委託させる者は、引取業を証明できる書類（写）、中小受託事業者の3業種（フロン類回収、解体及び破砕）の資格を証明できる書類（写）及び再委託承認申請書を提出
 - エ 作業工程表及び細部実施要領書の案
 - オ その他、官側が必要に応じて提出を依頼する書類

9 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式：総品目総額
- (2) 予定価格の範囲以上で最高価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。（1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）
- (4) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用及び必要となる法令上の各種手続きは、買受人の負担とする。

10 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した（同意しない）者のした入札

11 契約書の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成する。なお、標準契約書の「不用物品売払契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「売払い物品の解体に関する特約条項」を適用し契約書に付す。

なお、「売払い物品の解体に関する特約条項」第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払

い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破碎の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移すものとする」に読み替えて使用する。また、契約書には仕様書を添付する。

12 履行確認

検査官は、契約の相手方から提出される作業前、作業中、作業後の写真、引き渡し証明書の写し、解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書の写しをもって履行確認を行う。この際、写真で車台番号が確認できなかった場合は、契約相手方に対して売払い自動車をプレスに投入する直前から破碎及び圧縮されるところまでを途切れなく1つの動画で撮影したデータの提示を求めて確認を行う。

13 その他

- (1) **郵便入札は、令和8年11月17日（火）16時00分必着分**までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。再度入札になった場合は、別途連絡する。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第358会計隊で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
- (5) 引取（搬出）時期は、平日08時30分から16時30分までとする。（土曜・日曜・祝日を除く。）
- (6) 売払物品は現状引渡しであり、契約締結後、防衛省は当該物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人が当該物品に不具合、隠れた瑕疵等を発見した場合でも契約代金の減免、損害賠償の請求、契約の解除等は実施できない。
- (7) 所有権移転の時期は、契約者が契約担当官に対して解体及び破碎の完了を届け出て、契約担当官が承認した時とする。
- (8) 当該売払車両部品（外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン・ボデーなどの外装部品及びフレームを除く。）を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (9) **再委託承認申請書に中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等により再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により確認を実施する。確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。電話等による確認期間は、再委託承認申請から、令和8年11月13日（金）17時00分までとする。**
- (10) **積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。**
- (11) **積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある」ものとして落札者としなない可能性があります。**
- (12) 市場価格調査は、**令和8年11月13日（金）17時00分までに提出**をお願いします。
- (13) 問い合わせ先

ア 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒791-0245

愛媛県松山市南梅本町乙115

陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊 契約班 担当：多田

TEL：089-975-0911（内線558） FAX：089-975-0099（直通）

メール：ma358fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp（会計隊共用アドレス）

イ 仕様書及び個別現場説明に関する問い合わせ先

陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 輸送班 担当：横田（内線319）

本公告は、陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊

陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲載している。

材料別重量区分表（1/2 tトラック・3 1/2トラック火砲修理車・ 3 1/2トラック）

種別・等級	鉄				銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未価値品	合計
重 量	鋳 物	H2	H3	H4	並	下	真鍮	鋳物						
1/2 tトラック V16-7100349	120.8	386.5	391.1	774.7	3.2				27.4	26.4	58.0	61.3	100.8	1,950
1/2 tトラック V16-7100350	120.8	386.5	391.1	774.7	3.2				27.4	26.4	58.0	61.3	100.8	1,950
1/2 tトラック V16-7100422	120.8	386.5	391.1	774.7	3.2				27.4	26.4	58.0	61.3	100.8	1,950
1/2 tトラック V16-7100335	120.8	386.5	391.1	774.7	3.2				27.4	26.4	58.0	61.3	100.8	1,950
3 1/2トラック火砲修理車 SKW476-7000308	1,760.0	2,286.5	3,185.8	50.6	32.1	1.0		5.2	103.6	43.2	29.0	460.5	502.5	8,460.0
3 1/2トラック SKW476-7001219	2,229.5	2,138.0	2,430.7	253.6	5.0	10.8	1.0		194.5	31.0	30.0	435.5	730.4	8,490.0
3 1/2トラック SKW476-7001766	2,229.5	2,138.0	2,430.7	253.6	5.0	10.8	1.0		194.5	31.0	30.0	435.5	730.4	8,490.0
3 1/2トラック SKW476-7001236	2,229.5	2,138.0	2,430.7	253.6	5.0	10.8	1.0		194.5	31.0	30.0	435.5	730.4	8,490.0
3 1/2トラック SKW476-7001206	2,229.5	2,138.0	2,430.7	253.6	5.0	10.8	1.0		194.5	31.0	30.0	435.5	730.4	8,490.0
3 1/2トラック SKW476-7001212	2,229.5	2,138.0	2,430.7	253.6	5.0	10.8	1.0		194.5	31.0	30.0	435.5	730.4	8,490.0

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済自動車（装輪車両）の売払い	G V - Z 0 0 1 0 1 4	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和8年3月5日
	変 更	
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

売払い自動車

不用の決定をした後、この契約の相手方に対し、当該自動車の全部を解体、プレス、せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すことを義務づけて売払いをする使用済自動車をいう。

1.2.3

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第73条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.4

解体・破碎

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破碎（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

全部再資源化

A S R（シュレッダーダスト）を生じさせない方法での再資源化であり、自動車メーカーなどが全部再資源化事業者（解体業者及び破碎業者）に委託し、合理的な解体などを行うことによって、解体自動車全部利用者（国内の電炉及び転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態にすることをいう。この制度によって、自動車メーカーなどは、預託金から全部再資源化事業者はその費用を支払うことが可能な制度である。

1.2.6

コンソーシアム

解体業者、プレス・せん断処理業者及び鉄鋼メーカーと必要に応じてそれらを取りまとめる商社などが加わり、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体であり、同項の規定に

基づき、自動車製造業者等の審査を受けた上で全部再資源化の業務の実施に係る契約を締結し、経済産業大臣及び環境大臣から認定を受けた受託共同事業者をいう。

1.2.7

解体自動車全部利用者

自動車リサイクル法第16条第4項に規定する解体自動車全部利用者をいい、コンソーシアムに所属し、売払い自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業を国内において行う者をいう。

1.2.8

全部再資源化事業者

自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者であり、コンソーシアムに所属し、合理的な解体等を行うことによって、解体自動車全部利用者がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態（スクラップ）にする事業を実施する解体業者又は破砕業者をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27.3.5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第42条第1項に規定する引取業者の資格、同法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第60条第1項に規定する解体業者の資格及び同法第67条第1項に規定する破砕業者の資格を有し、かつコンソーシアムに所属する全部再資源化事業者であって、入札開始前までに自らがコンソーシアムに所属する事業者であり、コンソーシアムを構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。
- b) 契約の相手方が所属するコンソーシアムを構成する各事業者は、過去の自衛隊専用自動車などの解体・破砕及び売払いなどに係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日か

ら最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。

- d) 契約の相手方は、売払い自動車を引取った後、フロン類及び指定回収物品を回収し、売払い自動車の全部を解体、プレス・せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すに当たり、当該自動車の輸送を除き、解体自動車全部利用者に引渡すまでの一切の業務について、下請負させることなく契約相手方において実施する。
- e) 契約の相手方は、エンジン、ドア、タイヤ及びホイール並びに荷台その他の囲いをもつ積載装置及びトラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備する特別な装備についても、再利用不可能なように破碎及び圧縮などの処理を行うほか、部品の如何を問わず市場に流出してはならない。電線などの銅製品を取り外し、鉄鋼の材料としてのみ利用する目的で解体自動車全部利用者に引渡す。

なお、このために必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。

- f) 契約の相手方は、売払い自動車を解体する作業において、**表1**に示す作業前、作業中及び作業後の写真を撮影するとともに、売払い自動車の引渡しから3か月以内に作業前、作業中及び作業後の写真を官側に提出する。また、プレスに投入する直前からこれが破碎及び圧縮されるところまでを途切れなく1つの動画で撮影するものとする。

なお、動画撮影開始時からプレスに投入する直前までは常にボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載された車体番号が明瞭に確認可能とし、記録したデータは、5年以上保管するとともに、必要に応じて官側の指示によって提出する。この際、提出する写真及び動画はPDFデータ、DVDなどの自衛隊の情報保全に抵触しない記憶媒体とし、官側と調整をする。

- g) 官側は、**d)～f)**の実施状況について契約満了後も含め必要に応じて立ち入り調査を実施可能とし、契約の相手方は官側から立ち入り調査の実施を通知された場合、これを受け入れなければならない。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い自動車の所有権は、**4.1**の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 売払い自動車の引渡しの際に必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。
- d) 搬出・搬入は、官側が別途示す場所において行う。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い自動車に添付された自動車リサイクル券について自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として適正な処理手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い自動車について、**2.1**に示す作業を実施して、鉄鋼の原料として利用し、エンジン、ドア等部品の如何を問わず市場に流出させてはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 売払い自動車の処理要領

売払い自動車の処理要領は次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しを受けた日から3か月以内に、**2.1**に示す処理を実施する。

- b) 契約の相手方は、解体自動車全部利用者への引渡しの完了後、**表1**に示す引渡証明書の写しを提出する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の個体識別・管理を確実に実施し、解体自動車全部利用者に引渡した内容及びスクラップの量を**表1**に示す解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書の写しの提出をもって報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表1**による。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い自動車の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、**4.2 b)**で貸出し又は閲覧した図面について、提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。
- c) コンソーシアム内で生じた問題、紛争などについては、契約の相手方の責任及び負担で解決する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、**GLT-CG-Z000001**の8.3による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	摘要	
1	引取業者として登録を示す書類	1	a)	入札開始前までに	自動車リサイクル法第42条第1項の登録を受けていることを示す書類	
2	自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に処分した自動車の処理台数を示す書類				検収伝票及び当該検収伝票に対応する自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報	
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧				経済産業省のホームページ上で公開されている事業者リスト	
4	誓約書			契約締結後速やかに	図1による。	
5	受領書			売払い自動車の引渡し時	GLT-CG-Z000001の図8による。	
6	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図2による。	
7	作業前，作業中，作業後の写真			売払い自動車の引渡しから3か月以内	図3によるほか，自動車引受け時，重機などでの解体中及びスクラップ後の写真の3点とする。また，作業前及び作業中の写真には車台のボデー（ボンネット，キャビン前面及び左右ドア）に記載されている車台番号が視認可能な形で撮影する。	
8	引渡証明書の写し					売払い自動車の引渡しから解体自動車全部利用者への引渡しの完了までの物流において，この契約の履行に携わった全ての事業者間での引渡しを証する書面の写し
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報					自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
10	検収書の写し					解体自動車全部利用者によって発行されたスクラップの質量を示す証書
注 a) 提出先は，調達要領指定書によって指定する。						

誓約書

当社は、本仕様書で定められている提出書類を期日までに提出し、官からの立ち入り調査の要請があった場合は受け入れます。また、受領した売払い自動車を解体した際に生じた部品は再利用できないように破碎及び圧縮などの処理をし、部品の如何を問わず市場に流出させず、電線などの銅製品を取り外した上で、鉄鋼の原料としてのみ利用いたします。なお、本仕様書の内容に違反した場合は当該対処等に要した官側費用の全額を賠償する他、指名停止処分及び入札参加資格停止処分が行われても異議ありません。

年 月 日
株式会社
代表者名 (自 署)

図1－誓約書の様式

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済自動車（装輪車両）の売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

1 解体作業場所

2 引取り日（搬出日）

3 解体受け車種、車台番号及び両数

4 解体作業内容

5 破碎作業内容

図2－細部実施要領書の様式

1 作業前（自動車引き受け時）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



2 作業中（重機などでの解体中）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



3 作業後（スクラップ後）



図3ー作業前，作業中及び作業後の提出写真（一例）

調達要領指定書

調達要領指定書	売払要求番号	第 4 号		
	調達要求年月日	令和 8 年 1 0 月 1 5 日		
	作成部課	松山駐屯地業務隊管理科		
	作成年月日	令和 8 年 1 0 月 1 5 日		
品 名	使用済車両売払い			
仕様書番号	G V - Z 0 0 1 0 1 4			
指定事項	1 品名・数量等			
	連番	品 名	単 位	数 量
	1	1／2トラック(指揮・連絡用)	EA	4
	2	3 1／2トラック	EA	1
		(火砲修理車)		
	3	3 1／2トラック	EA	5
	2 入札業者 中国地方、四国地方の業者			
	3 引渡場所 売払い車両の引渡しは、「松山駐屯地内」とする。			
	4 引渡し (1) 現状渡し。 (2) 欠損等の部品要求は、不可とする。 (3) エンジンとは、作動する補償なし。			
	5 仕様書及び回収作業中疑義を生じた場合は、担当官と協議する。			
6 提出書類の提出先は、松山駐屯地業務隊管理科輸送班とする。				

入札書

金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	件名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
1	使用済車両	1／2tトラック(指揮・連絡用)	EA	4		
2	使用済車両	3 1／2tトラック(火砲修理車)	EA	1		
3	使用済車両	3 1／2tトラック	EA	5		
内訳(各車両の金額内訳についてもそれぞれ添付すること) ※内訳書は任意書式とする ※有償の項目は△(マイナス)計上						
引 取 場 所	陸上自衛隊松山駐屯地		引取期限		令和9年1月22日 (代金納入から5日以内)	
落 札 方 法	総額決定					
契 約 保 証 金	免 除					

上記に関して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。
また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年11月18日

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 伊藤 裕介 殿

住所、会社名、代表者名
連絡先

担当者名
担当者連絡先

(注)押印を省略する場合には担当者氏名及び連絡先の記載をお願いします。

市 価 調 査 書

¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	件 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
1	使用済車両	1／2tトラック(指揮・連絡用)	EA	4		
2	使用済車両	3 1／2tトラック(火砲修理車)	EA	1		
3	使用済車両	3 1／2tトラック	EA	5		
内訳(各車両の金額内訳についてもそれぞれ添付すること) ※内訳書は任意書式とする ※有償の項目は△(マイナス)計上						
引 取 場 所		陸上自衛隊松山駐屯地	引取期限		令和9年1月22日 (代金納入から5日以内)	
落 札 方 法		総額決定				

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 伊藤 裕介 殿

住所、会社名、代表者名
連絡先

担当者名
担当者連絡先

(注)押印を省略する場合には担当者氏名及び連絡先の記載をお願いします。